

議案第7号

関市火入れに関する条例の一部改正について

関市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年2月17日提出

関市長 山下 清 司

提案理由

森林等における火入れの中止に係る要件を改めるため、この条例を定めようとする。

## 関市火入れに関する条例の一部を改正する条例

関市火入れに関する条例（昭和59年関市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、「（以下「強風注意報等」という。）」を削り、同条第2項中「とき」を「場合」に、「強風注意報等」を「強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。